

# 第1章 総則



## 第1節 計画の目的

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、高崎市防災会議が策定するものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における地震、風水害、雪害、火山災害、事故災害、原子力災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

さらに、市民が自ら行う事項、自主防災組織や町内会をはじめとした地域における各種団体が行う事項及び首都直下型地震、東海・東南海・南海地震等の大規模災害が発生した場合における首都圏等の被災自治体への支援体制や自治体間の広域応援体制の整備事項について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

### 第2 高崎市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「高崎市国土強靱化地域計画」(令和3年2月)は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に基づき、国土強靱化に係る他の市計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、高崎市国土強靱化地域計画の基本目標である、いかなる災害等が発生しようとも、

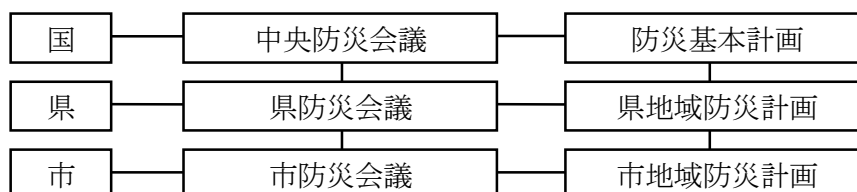
- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市民及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

を踏まえ、高崎市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

### 第3 地域防災計画の策定及び修正

市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



#### 第4 防災会議

市防災会議の組織及び運営については、関係法令、市防災会議条例、市防災会議に関する規程の定めるところによる。その任務については、次のとおりである。

- (1) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

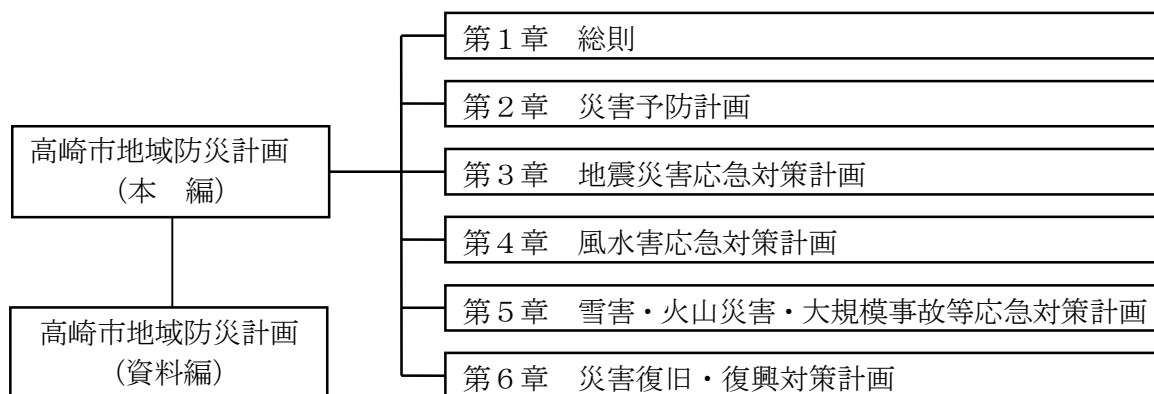
※資料編1-1 高崎市防災会議に関する条例

※資料編1-2 高崎市防災会議運営規程

※資料編1-3 高崎市防災会議委員名簿

#### 第5 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりである。



## 第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

近年、気候変動の影響等により、我が国の気象災害は激甚化、頻発化しており、過去に経験したことのないような大型の台風や豪雨が毎年のように発生し、甚大な被害をもたらしている。このような状況を踏まえ、気象災害の新たな脅威に対応するため、県では、令和元年12月に「群馬・気象災害非常事態」を宣言し、災害に強く、持続可能な群馬県を構築するため、ハード・ソフト両面の防災・減災対策を強力かつ集中的に推進することとした。また、併せて表明した「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』」の宣言1においても、県土の強靱化とともに県民の防災意識を高め、「自然災害による死者ゼロ」を目指すこととしている。さらに、県の気象災害における避難のあるべき姿として、令和3年3月に「災害時における避難の基本的考え方ー群馬県避難ビジョンー」を取りまとめ、自然災害にオール群馬で立ち向かうこととした。

災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

### 第1 周到かつ十分な災害予防

- 1 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。
- 2 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- 3 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。

### 第2 迅速かつ円滑な災害応急対策

- 1 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に

配分する。

- 2 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### **第3 適切かつ速やかな災害復旧・復興**

- 1 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

## 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 市

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災に関する組織の整備に関すること。</li> <li>2 防災に関する訓練に関すること。</li> <li>3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。</li> <li>4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。</li> <li>5 予報・警報の伝達に関すること。</li> <li>6 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。</li> <li>7 消防、水防その他の応急措置に関すること。</li> <li>8 被災者の救難、救助その他保護に関すること。</li> <li>9 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。</li> <li>10 施設及び設備の応急復旧に関すること。</li> <li>11 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。</li> <li>12 緊急輸送の確保に関すること。</li> <li>13 災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。</li> <li>14 災害復旧及び復興計画に関すること。</li> <li>15 高崎市以外の地域での大規模災害による被災地及び被災者の支援に関すること。</li> <li>16 高崎市防災会議に関すること。</li> <li>17 市内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。</li> </ol>
--

### 第2 県

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災に関する組織の整備に関すること。</li> <li>2 防災に関する訓練に関すること。</li> <li>3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。</li> <li>4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。</li> <li>5 予報・警報の伝達に関すること。</li> <li>6 消防、水防その他の応急措置に関すること。</li> <li>7 被災者の救難、救助その他保護に関すること。</li> <li>8 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。</li> <li>9 施設及び設備の応急復旧に関すること。</li> <li>10 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。</li> <li>11 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。</li> <li>12 緊急輸送の確保に関すること。</li> <li>13 災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。</li> <li>14 災害復旧及び復興計画に関すること。</li> <li>15 高崎市以外の地域での大規模災害による被災地及び被災者の支援に関すること。</li> <li>16 群馬県防災会議に関すること。</li> <li>17 市町村その他県内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。</li> </ol>
--

### 第3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。</li> <li>2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。</li> <li>3 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。</li> <li>4 警察通信の確保及び統制に関すること。</li> </ol>
関東管区行政評価局 (群馬行政監視行政相談センター)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</li> <li>2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</li> <li>3 特別行政相談所の開設に関すること。</li> </ol>

第1章 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事</li> <li>2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事</li> <li>3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事</li> <li>4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事</li> </ol>
関東財務局 (前橋財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関する事</li> <li>2 災害復旧事業費の査定立合に関する事</li> <li>3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関する事</li> <li>4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関する事</li> <li>5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関する事</li> </ol>
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国立病院の避難施設の整備及び防災訓練等の指導に関する事</li> <li>2 国立病院受入患者の医療等の指示調整に関する事</li> <li>3 負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整に関する事</li> <li>4 医療救護班の応援派遣に関する事</li> </ol>
群馬労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業場における労働災害の防止に関する事</li> <li>2 災害応急工事、災害復旧工事等に必要労働力の確保に関する事</li> <li>3 災害による離職者の早期再就職の促進に関する事</li> </ol>
関東農政局 (群馬県拠点ほか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事</li> <li>(2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事</li> </ol> </li> <li>2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事</li> <li>(2) 種もみ、その他営農資材の確保に関する事</li> <li>(3) 主要食糧の供給に関する事</li> <li>(4) 生鮮食料品等の供給に関する事</li> <li>(5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事</li> <li>(6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関する事</li> </ol> </li> <li>3 災害復旧 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関する事</li> <li>(2) 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する事</li> </ol> </li> <li>4 その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事</li> </ol>
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関する事</li> <li>2 災害復旧用木材(国有林材)のあっせんに関する事</li> </ol>
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事</li> <li>2 商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事</li> <li>3 被災中小企業の振興に関する事</li> </ol>
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関する事</li> <li>2 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事</li> </ol>
関東地方整備局 (高崎河川国道事務所、利根川水系砂防事務所)	<p>管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関する事。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災上必要な教育及び訓練</li> <li>(2) 通信施設等の整備</li> <li>(3) 公共施設等の整備</li> <li>(4) 災害危険区域等の関係機関への通知</li> <li>(5) 官庁施設の災害予防措置</li> <li>(6) 豪雪害の予防</li> </ol> </li> <li>2 災害応急対策</li> </ol>

第1章 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

	<p>(1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等</p> <p>(2) 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等</p> <p>(3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握</p> <p>(4) 災害時における復旧用資材の確保</p> <p>(5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等</p> <p>(6) 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄</p> <p>(7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</p> <p>3 災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</p>
関東運輸局 (群馬運輸支局)	<p>1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。</p> <p>2 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。</p> <p>3 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。</p>
東京航空局 (東京空港事務所)	<p>1 航空機による輸送に係る安全の確保に関すること。</p> <p>2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。</p> <p>3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p>
東京管区気象台 (前橋地方気象台)	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</p> <p>2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p>
国土地理院 関東地方測量部	<p>1 地殻変動の監視に関すること。</p> <p>2 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。</p> <p>3 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。</p>

第4 陸上自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団 第12後方支援隊	<p>1 災害派遣の準備</p> <p>(1) 防災関係情報資料の整備に関すること。</p> <p>(2) 防災関係機関との連絡、調整に関すること。</p> <p>(3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。</p> <p>(4) 防災に関する教育訓練の実施に関すること。</p> <p>2 災害派遣の実施</p> <p>(1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。</p> <p>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。</p>

第5 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (高崎郵便局)	<p>1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。</p> <p>2 災害特別事務取扱いに関すること。</p> <p>(1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除</p> <p>エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除</p> <p>(2) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置</p> <p>3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項</p>

第1章 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

N T T 東日本(株) (群馬支店)	1 電気通信設備の保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。
(株) N T T ドコモ (群馬支店)	1 携帯電話設備の保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。
日本銀行 (前橋支店)	1 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関する事。
日本赤十字社 (群馬県支部)	1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。 2 救護所の開設及び運営に関する事。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。 4 輸血用血液の確保及び供給に関する事。 5 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 7 外国人の安否の調査に関する事。 8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事。
日本放送協会 (前橋放送局)	1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 放送施設に対する障害の排除に関する事。 5 指定避難所等における受信機の貸与・設置に関する事。 6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
東日本高速道路 (株) (関東支社)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事。 2 緊急通行路の確保に関する事。
独立行政法人 水資源機構	1 水資源開発施設(水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。)の新築又は改築に関する事。 2 水資源開発施設の保全(施設管理)に関する事。
国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構高崎量子 技術基盤研究所	1 放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関する事。
東日本旅客鉄道 (株) (高崎支社)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
東京ガス(株) (群馬支社)	1 都市ガス施設の保安の確保に関する事。 2 都市ガスの供給の確保に関する事。
日本通運(株) (群馬支店)	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
東京電力パワーグ リッド(株) (群馬総支社)	1 電力施設の保安の確保に関する事。 2 電力の供給の確保に関する事。

第6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)群馬県医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 医療救護活動の実施に関する事。
(公社)群馬県歯科 医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事。
(公社)群馬県看護 協会	1 救護活動に必要な看護の確保に関する事。
(一社)群馬県L P ガス協会	1 エルピーガス設備の保安の確保に関する事。 2 エルピーガスの供給の確保に関する事。 3 会員事業者の連絡調整に関する事。
群馬県石油協同組	1 石油等燃料の供給に関する事。

第1章 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

合	
上信電鉄株式会社	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
(一社)群馬県バス協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。 2 被災地の交通の確保に関すること。
(一社)群馬県トラック協会	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象予報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
(福)群馬県社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。 2 義援金品募集及び配分に関すること。 3 ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
各土地改良区	1 各土地改良区の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。

第7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
高崎市等広域消防局、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	1 災害を防除し被害の軽減に関すること。 2 高齢者等避難、避難指示等に関すること。 3 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 4 防災に関する訓練に関すること。
高崎市医師会、群馬郡医師会、藤岡多野医師会新町分区・吉井分区	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 医療救護活動の実施に関すること。
高崎市歯科医師会、藤岡多野歯科医師会	1 被災者の歯科治療の協力に関すること。 2 歯型照合による身元確認作業の協力に関すること。
高崎市薬剤師会、群馬県医薬品卸協同組合	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
(株)ラジオ高崎	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象予報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
高崎市農業協同組合、はぐくみ農業協同組合、多野藤岡農業協同組合、烏川流域森林組合、多野東部森林組合	1 共同利用施設の保全に関すること。 2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関すること。 3 県又は市が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関すること。
病院経営者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 2 被災傷病者の救護に関すること。
社会福祉施設経営者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
高崎市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。 2 義援金品募集及び配分に関すること。 3 ボランティア活動の支援及び推進に関すること。

第1章 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

高崎市商工会議所 高崎市榛名商工会 高崎市倉渕商工会 高崎市箕郷商工会 高崎市群馬商工会 高崎市新町商工会 高崎市吉井商工会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災事業者に対する支援に関すること。</li> <li>2 県又は市が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。</li> <li>3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。</li> <li>4 物価の安定についての協力に関すること。</li> </ol>
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。</li> </ol>
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童、生徒等の安全の確保に関すること。</li> <li>2 指定緊急避難場所及び指定避難所としての施設の整備に関すること。</li> </ol>
危険物等施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物等施設の保安の確保に関すること。</li> <li>2 周辺住民の安全の確保に関すること。</li> </ol>
建設業関連団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。</li> </ol>
農業用排水施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。</li> </ol>
報道機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災思想の普及に関すること。</li> <li>2 気象予報・警報の周知に関すること。</li> <li>3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。</li> <li>4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。</li> </ol>

第8 市民、自主防災組織・町内会、事業者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
市 民	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災・減災の知識習得</li> <li>2 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討</li> <li>3 災害緊急連絡網（町内会連絡網）の普及推進</li> <li>4 飲料水・食料・生活用品等の3日以上以上の備蓄と点検</li> <li>5 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力</li> <li>6 災害関連情報等の収集、家族・近所への伝達</li> <li>7 家族・近所の避難行動要支援者等の避難支援</li> <li>8 災害廃棄物の分別</li> <li>9 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。</li> </ol>
自主防災組織 町内会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検</li> <li>2 地域の災害危険性の把握、点検</li> <li>3 災害緊急連絡網（町内会連絡網）の普及推進</li> <li>4 避難行動要支援者の把握、避難支援プランの作成協力</li> <li>5 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）</li> <li>6 自主防災リーダーの養成</li> <li>7 自主防災活動、訓練の実施</li> <li>8 災害関連情報等の収集、伝達</li> <li>9 地区内の避難行動要支援者、被災者の救助・救援対策の協力</li> <li>10 災害時の避難所の自主運営</li> <li>11 届出避難所の自主的な設置・運営</li> <li>12 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力</li> </ol>
事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業員の防災教育、訓練</li> <li>2 事業継続計画（BCP）の作成・更新</li> <li>3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討</li> <li>4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検</li> <li>5 自衛消防活動・訓練</li> <li>6 災害関連情報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導</li> <li>7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力</li> <li>8 避難行動要支援者等の避難支援</li> <li>9 災害廃棄物の分別</li> </ol>

	10 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。
--	-------------------------------

## 第4節 地域の災害環境

### 第1 自然環境

#### (1) 地形

高崎市域の地形は、低地(後背湿地、谷底平野など)、台地(砂礫台地、ローム台地)、山地(新第三紀、火山、丘陵地など)、人工改変地に大別される。

低地は、市南部で合流する烏川と鏑川に囲まれた後背湿地・デルタやその周辺に分布する自然堤防の他、烏川沿いやその支川などの河川沿いに分布する谷底平野、烏川の支流である滑川流域下部の扇状地などに相当する。

台地は、烏川、鏑川沿いに分布し、低地より標高が高くなっている。また、関東ローム層が厚く堆積するローム台地のほか、砂礫台地も含まれる。

山地は、榛名山の南斜面から烏川左岸にかけて広く分布する火山、市中央部から南部の烏川右岸に分布する標高150m以上の丘陵地、市西部の倉渕地域に広く分布する新第三紀などに相当する。

人工改変地は、市南部の丘陵地帯の宅地造成地、山地中に点在するゴルフ場等がある。

#### (2) 活断層

本市に大きな影響を及ぼす可能性のある活断層は、地震調査研究推進本部(文部科学省に設置されている特別の機関)の公表(2015年4月)では、関東平野北西部と関東山地との境界付近から関東平野中央部に延びる深谷断層帯がある。深谷断層帯は、深谷断層とその副次的な断層群からなる。

深谷断層帯は、高崎市上里見町から安中市、高崎市、藤岡市に延び埼玉県鴻巣市に至る。長さは約69kmの可能性があり、概ね西北西―東南東方向に延びる。

本断層の南西には磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南(こうなん)断層の北東側隆起の副次的な断層が分布する。

深谷断層帯は、少なくとも約6千2百年前以後、約5千8百年前以前に活動した可能性があり、平均活動間隔は約1万―2万5千年程度であった可能性がある。深谷断層帯全体が同時に活動する場合、マグニチュード(M)7.9程度の地震が発生する可能性がある。

今後30年以内、50年以内、100年以内、300年以内の地震発生確率は、それぞれほぼ0%―0.1%、ほぼ0%―0.2%、ほぼ0%―0.5%、ほぼ0%―2%となる。

なお、関東平野北西縁断層帯、元荒川断層帯は、それぞれ地震調査研究推進本部地震調査委員(2005)、同(2000)により長期評価が公表されているが、新たな知見により、深谷断層帯・綾瀬川断層に二分し、それぞれ評価が行われている。ただし、深谷断層帯全体と綾瀬川断層全体が同時に活動する可能性も否定されておらず、この場合は、マグニチュード(M)8.0程度の地震が発生する可能性がある。

(3) 気象

気象庁（前橋地方気象台）が管理する高崎市上里見の地域気象観測所における過去10年間の降水量の最大値は、次の表のとおりである。

■上里見の過去10年間の最大降水量（左）と観測史上1～10位の値（右）

年	日最大	1時間最大	順位	日最大1時間	日降水量
2016	97.5mm	31.5mm	1位	88mm(1987.7.15)	307mm(1981.8.22)
2017	86.5mm	50.5mm	2位	84mm(1977.7.2)	249mm(1982.8.1)
2018	77.5mm	64.5mm	3位	82mm(1988.8.23)	241mm(2019.10.12)
2019	241.5mm	38.5mm	4位	75.0mm(2008.7.27)	204mm(1999.8.14)
2020	61.5mm	59.0mm	5位	75mm(1981.8.22)	185mm(1983.8.16)
2021	72.5mm	27.5mm	6位	72.0mm(2011.8.25)	172mm(1982.9.12)
2022	84.5mm	42.0mm	7位	71mm(1989.7.29)	162mm(1989.7.29)
2023	81.5mm	37.0mm	8位	70.5mm(2009.8.7)	161mm(1998.9.16)
2024	148.5mm	64.0mm	9位	70.0mm(2009.8.6)	148mm(2024.9.8)
2025	71.5mm	56.5mm	10位	69mm(1982.8.1)	135mm(2015.9.9)

（気象庁ホームページより）

第2 災害履歴

(1) 地震

高崎市では過去に被害を受けた地震は少ないものの、昭和6年に西埼玉地震が発生し、震度6を記録している。

西埼玉地震は、県内の死者5名、負傷者55名を数えるほか、八高線の鉄橋が破壊される等の大きな被害が発生している。

■高崎市付近の主な地震災害

発生年月日	地震名(震源)	マグニチュード	群馬県内の主な震度	群馬県内でのおもな被害状況
1916.2.22 (大正5年)	— (浅間山麓)	6.2	3:前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸、一部損壊109戸
1923.9.1 (大正12年)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	4:前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸、半壊8戸
1931.9.21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5:前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人、家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964.6.16 (昭和39年)	新潟地震 (新潟県沖)	7.5	4:須田貝通報所 前橋市昭和町	負傷者1人
1996.12.21 (平成8年)	茨城県南西部の地震 (茨城県南部)	5.5	5弱:板倉町板倉 4:沼田市西倉内町・ 片品村東小川・ 桐生市織姫町	家屋一部損壊46戸
2004.10.23 (平成16年)	新潟県中越地震 (新潟県中越)	6.8	5弱:高崎市高松町・ 片品村東小川・ 渋川市北橋町	負傷者6人、家屋一部損壊1,055戸
2011.3.11 (平成23年)	東北地方太平洋沖地震 (三陸沖)	9.0	6弱:桐生市織姫町 5強:高崎市高松町 ほか	死者1名、負傷者41名 半壊7棟(高崎市2、渋川市1、 桐生市2、大泉町2)、一部破 損17,050棟 火災2件(高崎市内)

発生年月日	地震名(震源)	マグニチュード	群馬県内の主な震度	群馬県内でのおもな被害状況
2018. 6. 17 (平成 30 年)	群馬県南部を震源とする地震 (群馬県南部)	4. 6	5 弱:渋川市赤城町 4 :前橋市・桐生市・伊勢崎市・沼田市・吉岡町・東吾妻町	住家一部破損 4 棟

(2) 風水害

明治から昭和にかけて、旧高崎市域では、500棟以上浸水する災害が5回発生している(明治43年8月洪水、昭和10年9月豪雨、昭和22年カスリーン台風、昭和41年台風26号、昭和57年台風10号)。

明治43年の8月洪水では、烏川の決壊、榛名白川のはん濫等により、旧高崎市域で900棟以上が浸水し、新町や倉渕村で23人が死亡した。

昭和10年の9月豪雨では、烏川や碓氷川の堤防が決壊し、旧高崎市で家屋の全壊・流失9棟、床上浸水800棟以上に達したほか、救助にあっていた兵士7人が濁流にのまれて殉職した。また、旧倉渕村でも家屋の全壊・流失30棟、床下浸水250棟の被害となった。

昭和22年9月のカスリーン台風では、常慶橋など4つの橋が流出し、旧高崎市で死者・行方不明者31人、浸水家屋は4,000棟以上に上った。

昭和41年の台風26号では、台風の中心が市の中心部を通過し、瞬間最大風速48mを記録した。また、旧高崎市域で約3,500棟の家屋が被災したほか、箕郷町や新町で5人が死亡した。

昭和57年の台風10号では、時間雨量51mm、日雨量239.5mmを観測し、旧高崎市域で約2,500棟の家屋が被災したほか、榛名町や倉渕村で3人が死亡した。

平成以降も風水害は繰り返され、烏川左岸の旧高崎市域、塚沢、佐野、新高尾、中川での浸水被害、倉渕地域、榛名地域、箕郷地域、吉井地域等の山地では斜面崩壊が発生している。

令和元年東日本台風(19号)では、本市で初めて「大雨特別警報」が発表され、27,120世帯、63,844人に避難勧告を発令した。

第1章 総則 第4節 地域の災害環境

■高崎市域の主な風水害

(単位：人、棟)

発生年 災害名	旧市町 村名	人的被害		被災家屋					その他
		死者・行 方不明者	負傷者	全壊・ 流出	半壊・ 半流出	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	
明治43年 8月洪水	高崎市			26				904	
	倉渕村	10			22				
	新町	13	216	56	78	576			
昭和10年 9月豪雨	高崎市	7		9				712	
	倉渕村	4	5	30	47			250	
昭和22年 カリン台風	高崎市	31					4,000		
昭和34年 伊勢湾台風	箕郷町					52以上			
昭和41年 台風26号	高崎市			38	302	2,397	31	636	救助法適用
	箕郷町	4	9	11			138		
	新町	1	6						救助法適用
昭和57年 台風10号	高崎市			12	60	74	371	2,022	救助法適用
	倉渕村	1		2	6	95		64	
	榛名町	2	4						

発生年 災害名	旧市町 村名	人的被害		被災家屋			(被害内訳)			その他
		死者・行 方不明者	負傷者	全壊・ 流出	半壊・ 半流出	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	その他	
令和元年 東日本台風	※			1	76	166	76	141	26	救助法適用

※昭和57年以降は市町村合併後のため旧市町村名は空欄とする

(3) その他

■昭和49年10月6日榛名町下里見土石流

概要	7時30分頃、高崎市若田剣崎浄水場へ通じる導水管が破裂し、鉄砲水が土砂(幅60m高さ100m厚さ10m)とともに押し寄せ、民家等を埋没流出させた。
被害	死者6人、負傷者6人、住家全壊3戸、床下浸水2戸、非住家被害5戸、道路損壊1箇所、橋梁損壊1箇所、河川損壊1箇所、砂防施設1箇所、水道施設1箇所、田埋没0.29ha

■平成9年3月7日安中・榛名林野火災

概要	7日午後1時30分頃、安中市中秋間字檜山の尾根付近から出火。異常乾燥注意報発表の中、風速13mの西風にあおられ榛名町山林にまで燃え広がり、3日間にわたり燃え続けた。
被害	負傷者1人、焼損家屋1棟、被災区域面積216ha

■平成26年2月14日～15日 大雪

概要	2月13日21時に南西諸島で発生した低気圧が、本州の南海上を北東に進み、次第に発達しながら15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500m付近は-6℃以下の寒気に覆われ、14日朝から雪が降りはじめ、前橋では最深積雪が73cmを観測し、統計開始以来の記録を大幅に更新した。
被害	重傷2人、軽傷21人、住家全壊2棟、一般住宅駐車場屋根(カーポート)又は農業用ビニールハウス等の倒壊被害多数、中央銀座アーケード屋根一部崩落、停電最大約90,000軒

### 第3 災害危険箇所

#### (1) 洪水浸水想定区域

水防法の指定河川である烏川、神流川、鑓川、碓氷川、井野川、榛名白川、利根川及びその他中小河川については、洪水ではん濫した場合の洪水浸水想定区域図が公表されている。これらの洪水浸水想定区域を総合すると、豊岡、片岡、六郷、八幡、南八幡、新町等が浸水区域内に含まれる。

#### ■主な洪水浸水想定区域の状況

実施主体	対象河川	想定降雨	想定内容
国土交通省 高崎河川国 道事務所	烏川下流、 神流川、鑓 川、碓氷川	想定最大降雨量(3日 間で579mmの降雨)	新町、片岡、南八幡の一部地域が浸水区域 に含まれる。浸水深は5mを超えるところ がある。
群馬県	烏川上流	想定最大降雨量(2日 間で783.3mmの降雨)	六郷、八幡、豊岡、榛名の一部地域が浸水 区域に含まれる。六郷、豊岡では、浸水深 が5m以上となるところがある。
	碓氷川	想定最大降雨量(2日 間で775.8mmの降雨)	八幡、豊岡、鼻高の一部地域が浸水区域に 含まれる。浸水深は5mを越える範囲があ る。
	井野川	想定最大降雨量(1日 で667mmの降雨)	浜尻、塚沢、新高尾、京ヶ島、岩鼻の一部 地域が浸水区域に含まれる。浸水深は5m～ 10mとなるところがある。
	榛名白川	想定最大降雨量(1日 で687.5mmの降雨)	長野、箕郷の一部地域が浸水区域に含まれ る。浸水深は3m以下がほとんどである。
	利根川	想定最大降雨量(3日 間で491mmの降 雨)	京ヶ島、滝川、岩鼻の一部地域が浸水区域 に含まれる。浸水深は0.5～3m以下であ る。
群馬県	鑓川	想定最大降雨量(2日 間で700mmの降 雨)	吉井町吉井から吉井町小串にかけて浸水区 域に含まれる。浸水深は、最大で5m～10m となっている。
	鮎川	想定最大降雨量(1日 で672mmの降雨)	新町の一部が浸水区域に含まれる。(浸水深 は、3m以下の区域がほとんどである。)

#### (2) 土砂災害警戒区域

市内には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域（特別警戒区域）が、高崎地域、倉渕地域、箕郷地域、榛名地域、吉井地域で合計879区域（767区域）指定されている。

#### ■土砂災害警戒区域の状況

(単位：箇所)

地区名	急傾斜の 土砂災害 警戒区域 (特別警戒区域)	土石流の 土砂災害 警戒区域 (特別警戒区域)	地すべりの 土砂災害 警戒区域 (特別警戒区域)
高 崎 地 域	110(104)	48(41)	9(0)
倉 渕 地 域	123(122)	64(39)	4(0)
箕 郷 地 域	68(61)	10(6)	0
群 馬 地 域	0	0	0
新 町 地 域	0	0	0

地区名	急傾斜の 土砂災害 警戒区域 (特別警戒区域)	土石流の 土砂災害 警戒区域 (特別警戒区域)	地すべりの 土砂災害 警戒区域 (特別警戒区域)
榛 名 地 域	114(111)	108(80)	2(0)
吉 井 地 域	148(147)	66(56)	5(0)
合 計	563(545)	296(222)	20(0)

(令和6年3月末現在)

※資料編3 災害危険区域関係

#### 第4 地震被害想定

地震調査研究推進本部が2005年に公表した長期評価に基づき、関東平野北西縁断層帯で発生する可能性のあるマグニチュード8の地震を想定し、高崎市が平成19年度（吉井地域は平成22年度）に予測した被害の概要は次のとおりである。人口等の基礎数値は調査時点（平成19年度高崎市・平成22年度吉井地域）の数値を使用している。

##### (1) 震度

震源域を市の南に設定しているため、震源域に近い市の南部ほど震度が高い。市内の震度は、震度5弱～7である。市内の多くが震度6強であり、市役所より下流の烏川沿いに広がる低地では地盤が軟弱なため震度7も予測される。山地部では震度5強～6弱である。

##### (2) 液状化危険度

新町地域など、烏川沿いの低地で液状化の危険性がやや高い。

##### (3) 斜面崩壊

倉渕地域、榛名地域、吉井地域、片岡等に急傾斜の土砂災害（特別）警戒区域が多く分布し、崩壊の危険度が比較的高い。

##### (4) 建物被害

全市で全壊建物約18,300棟（全壊率約10%）、全壊・半壊合わせて約40,900棟（全半壊率約23%）と予測された。震度が大きい市南部で、かつ建築年代の古い建物が比較的多く分布する場所で特に被害は大きく、高崎地域の旧市、片岡、豊岡、南八幡、倉賀野では全半壊率が30%以上と予測される。

##### (5) 火災危険性

冬の午後6時に地震が発生した場合、約210件の出火があり、そのうち、初期消火で消し止められない炎上出火が約108件と予測される。さらにそのうちの約半数が延焼火災に発展し、焼失は約1,000棟（焼失率約0.7%）に上ると予測され、また、高崎地域の旧市、倉賀野では、建物被害が大きく、建物の密度も比較的高いため、特に被害が大きいと予測される。

##### (6) ライフライン被害

市南部ほど震度が大きいため、被害率も高くなると予測される。特に低地部に水道管の敷設されている榛名地域や新町地域、石綿管が多い群馬地域や吉井地域での被害が大きいと予測される。また、地震直後はほぼ全域で断水（高崎市上水道断水率94%、簡易水道断水率93%）し、1週間後に半数が復旧し、全域復旧するには1ヶ月程度を要すると予測される。

都市ガスも地震直後にほぼ全域で供給停止となり、全域復旧するのに1ヶ月程度を要し、下水道は被害が生じても流下機能に影響が出るところは少ないと予測される。

(7) 人的被害

建物被害の大きい市南部や倉渕、榛名で死傷者が多くなり、全市の死者数は900人弱(約0.3%)と予測される。

避難所生活者は、地震発生から1日後で約8.9万人(約24%)、断水が続く生活支障のため1週間後くらいに避難所生活者数はピークを迎え、約12.3万人(約34%)になると予測された。1ヶ月後の避難所生活者数は約4.2万人(約12%)と予測される。

(8) その他

予測した被害量のほか、時間帯によって次のような事象が発生するおそれがあると予測される。

① 冬の午後6時(平日)に地震発生

- ・通勤時間帯の車両に加え、道路の被災、道路への落下・倒壊物、高速道路の閉鎖による迂回車両等により渋滞が激化し、消防・救急等の緊急通行に支障が出るおそれがある。
- ・通勤客が乗車した列車の脱線等により大量の傷病者が発生するおそれがある。
- ・高崎駅では千人規模の旅客が滞留し、在来線の駅でも数百人規模の旅客が滞留するおそれがある。
- ・新幹線の運行停止で、東京・新潟・長野方面への旅客が数日間市内に滞留するおそれがある。
- ・夜間はヘリコプターによる偵察ができず、倉渕地域、榛名地域、吉井地域の山間集落等の状況が、翌日まで把握できないおそれがある。
- ・防災関係機関は、事務所に残っていた職員がすぐに初動活動を開始するが、周囲が暗いため活動に支障が出る。

② 冬の朝5時(平日)に地震発生

- ・駅等での滞留者がほとんどなく、帰宅困難者はほとんど発生しない。
- ・防災関係機関の職員は、徒歩やバイク等で参集し、通勤距離が遠い出先機関等で初動対応が遅れる。

③ 秋の昼12時(休日)に地震発生

- ・高崎駅周辺の商業施設では、買い物客等が、割れたガラス、看板等の落下物、転倒物等により多数の負傷者が発生するおそれがある。
- ・東京方面等からの多くの観光客の自家用車、バスなどが、道路の被害や渋滞により長時間市内に滞留する。
- ・榛名湖等へ多くの観光客が市外から集まり、榛名湖等への限られたアクセス道路が寸断し、多くの観光客が孤立し、救援が必要となるおそれがある。

■地震被害予測結果

	冬 18時	冬5時	秋 12時	備考
全壊棟数(棟)	18,281			火災被害との重複を含む
全壊率(%)	10.3			
半壊棟数(棟)	22,640			火災被害との重複を含む
全半壊率(%)	23.1			
全出火件数(件)	210.8	29.4	28.8	全ての出火件数
炎上出火件数(件)	107.9	15.1	14.7	初期消火で消し止められなかった件数
残出火件数(件)	54.3	0	0	消防力で延焼発展を阻止できなかった件数
焼失棟数(棟)	1,060	0	0	
焼失率(%)	0.60			
上水道管被害箇所数(箇所)	2,013.17			
上水道管被害率(箇所/km)	0.86			
死者(人)	857	890	861	
死者発生率(%)	0.26	0.27	0.26	
重症者(人)	1,315	1,212	1,202	
重症者発生率(%)	0.39	0.36	0.36	
中等症者(人)	6,044	6,073	5,944	
中等症者発生率(%)	1.80	1.81	1.77	
要救助者(人)	4,196	4,584	4,548	
要救助者発生率(%)	1.25	1.37	1.36	
罹災者(人)	90,243	88,448	88,448	
罹災率(%)	26.92	23.82	24.94	
避難所生活者1日後(人)	89,892	88,900	88,900	
避難所生活者発生(%)	24.21	23.94	23.94	
避難所生活者1週間後(人)	126,703	125,945	125,946	
避難所生活者発生(%)	34.12	33.91	33.91	
避難所生活者1ヶ月後(人)	42,983	41,691	41,691	
避難所生活者発生(%)	11.57	11.23	11.23	

(平成19年度高崎市・平成22年度吉井地域地震被害想定調査による)